**２０２１年度**

**事 業 計 画 書**

**（自）２０２１年４月　１日**

**（至）２０２２年３月３１日**

**社会福祉法人　秋篠茜会**

**２０２１年３月１９日**

[第一章　法人を取り巻く情勢 8](#_Toc66867604)

[第二章　法人の取り組み課題と事業計画骨子 11](#_Toc66867605)

[１．法人の基本的立場（基本方針） 11](#_Toc66867606)

[２．２０２１年度の実施事業 11](#_Toc66867607)

[３．実践および質の向上に向けた基本方針 11](#_Toc66867608)

[４．福祉人材、マネジメントに関する基本方針 11](#_Toc66867609)

[５．非営利・公益の社会福祉法人としての運営と基本方針 12](#_Toc66867610)

[第三章　実施事業と業務・管理運営計画 14](#_Toc66867611)

[第１節　２０２１年度実施および市町村等からの受託事業 14](#_Toc66867612)

[第２節　２０２１年度法人業務予定 15](#_Toc66867613)

[第３節　組織機能 18](#_Toc66867614)

[第４節　機関会議、委員会の構成および計画 19](#_Toc66867615)

[１．機関会議の設置 19](#_Toc66867616)

[２．法人に設置する委員会 19](#_Toc66867617)

[３．事業所（拠点）に設置する委員会 19](#_Toc66867618)

[第四章　人事・配置計画 21](#_Toc66867619)

[第１節　配置図 21](#_Toc66867620)

[第２節　職員配置計画 22](#_Toc66867621)

[第五章　地域交流計画 23](#_Toc66867622)

[第１節　実習生等の受け入れ 23](#_Toc66867623)

[第２節　各種講座等への講師派遣 23](#_Toc66867624)

[第３節　地域行事参加・交流計画 23](#_Toc66867625)

[第六章　事業分野別の計画 23](#_Toc66867626)

[第１節　あかね保育園事業計画 23](#_Toc66867627)

[１．重点課題 23](#_Toc66867628)

[２． 園児及び保護者支援計画 24](#_Toc66867629)

[３．地域福祉拡充計画 25](#_Toc66867630)

[４．民主的管理運営計画 25](#_Toc66867631)

[５．財政基盤強化と財源確保計画 25](#_Toc66867632)

[６．施設整備計画 25](#_Toc66867633)

[第２節　企業委託型保育サービス事業　あゆみ事業計画 26](#_Toc66867634)

[１．基本方針 26](#_Toc66867635)

[２．重点目標 26](#_Toc66867636)

[第３節　奈良市地域子育て支援センター「Pｅａｃｅ」事業計画 26](#_Toc66867637)

[１．基本課題 26](#_Toc66867638)

[２．具体的な実施内容 27](#_Toc66867639)

[３．２０２１年度事業計画 27](#_Toc66867640)

[第４節　居宅介護支援事業（こがねの里介護支援事業所）　事業計画 28](#_Toc66867641)

[１．重点目標 28](#_Toc66867642)

[２．運営・援助目標 28](#_Toc66867643)

[第５節　介護予防サイクルハウス・あこだ（通所介護、総合事業）　事業計画 29](#_Toc66867644)

[１．重点目標 29](#_Toc66867645)

[２．事業運営目標 29](#_Toc66867646)

[第６節　こがねの里デイサービスセンター　事業計画 30](#_Toc66867647)

[１．重点目標 30](#_Toc66867648)

[２．運営・援助目標 30](#_Toc66867649)

[第７節　小規模多機能ホームあかりの家　事業計画 31](#_Toc66867650)

[１．現状 31](#_Toc66867651)

[２．法人理念と「あかりの家」福祉宣言の実践へ、優位点も確信に 32](#_Toc66867652)

[３．２０２１年度の事業計画 33](#_Toc66867653)

[４．２０２１年度　事業計画・予算（利用登録数・実人数） 34](#_Toc66867654)

[第８節　高齢者生き活きグループリビングあやめの里　事業計画 34](#_Toc66867655)

[１．重点目標 34](#_Toc66867656)

[第９節　こがねの里入所部門事業計画 34](#_Toc66867657)

[１．重点目標 34](#_Toc66867658)

[２．事業数値目標 35](#_Toc66867659)

[第１０節　短期入所生活介護（ショートステイ）事業計画 35](#_Toc66867660)

[１．運営・援助目標 35](#_Toc66867661)

[第１１節　特別養護老人ホーム　事業計画 36](#_Toc66867662)

**社会福祉法人秋篠茜会の理念**

**１．全ての児童、全ての高齢者、全ての障害者、児の基本的人権を何よりも大切にします**

**日本国憲法及び児童福祉法、老人福祉法、障害者福祉関連法の理念に沿って、一人一人の人格を尊重し、施設利用者が人として心身ともに健全に成長し、あるいは日常生活や社会活動に参加できる様全力を尽くして援助し、励まします**

**２．法人及びその事業は民主的に運営します**

**幅広い分野から理事及び評議員を選出し、利用者や職員の意見を尊重し、「家族会」「保護者会」「よくする会」とも力を合わせ、地域に親しまれる使いやすい施設を目指します**

**３．人間尊重の立場に立った保育および介護を実践します**

**職員はやさしく温かく謙虚な姿勢で児童、高齢者、障害者に接し、児童の純真な心をいつくしみ、高齢者の生涯に学びながら、高い人間尊重の精神をもつ職員集団をめざします**

**４．福祉水準の向上に努め、医療との連携をつよめます**

**全国の保育運動、高齢者福祉の運動に学び、職員が働きやすく、質の高い保育と介護が提供できるよう努めるとともに、地域の医療機関とも連携して利用者の命と健康を守ります**

**５．児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします**

**福祉増進の責務を負う国と自治体から必要な支援を受けながら、地域と一体となった模範施設となり、福祉の地域センター的な役割をはたすとともに、子どもと子育て世代、そして高齢者の世代が共存し交流し、安心して住み続けられる街づくりを進めます**

**こがねの里の介護･福祉宣言**

**特別養護老人ホーム こがねの里**

**２０１４年１月１５日改定**

こがねの里は、「住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らし続けたい」という住民の願いから、草の根運動がみのった特養ホーム「最後のよりどころ」です。

この運動が始まった１９９５年頃は、高齢化社会を迎えて、奈良市のゴールドプランがつくられたものの、特養ホーム整備は進まず、待機者は増える一方でした。

高齢者とその介護者の苦しみを何とか支援できる施設をつくろうと、６年をかけ建設用地の購入資金を集めてこがねの里が建設されました。

政府はこの間、病気や高齢期の諸問題について、公的責任を大幅に縮小し、国民負担を増額する介護保険制度を導入しました。

このことから、特養ホームの利用者層が変わったと言われていますが、本当に介護の必要な人を排除することは許されません。今後とも利用者中心の介護をめざし、個別性を重視し、科学的根拠を持った介護サービスが展開できるよう努力し、利用者はもとより、家族と地域の皆様に信頼される介護に努めます。

利用者が、人生の最後のステージまで輝くことができるよう、職員の介護・福祉に関する専門性と質を高めます。

私たちは、建設に寄せられた４５００人を超す皆様の心を大切にし、法人の５つの理念を具体化し、医療・福祉の連携した、安心して住み続けられる街づくりに、これからも地域の皆様と共に歩み続けることを宣言します。

**私たちは、地域に根ざした、利用者のよりどころとなる施設づくりに努めます。**

**（１）利用者の尊厳を第一に考え、利用者の立場に立った介護・福祉をめざします。**

自分の家族だったら、自分だったらどうしたいかを考え、利用者の立場に立って介護します。

様々な人生経験を重ねられた利用者の話に耳を傾け、生きた歴史を学びます。人生の先輩としての尊厳を守り、接遇マナーを重視します。

**（２）高齢者が、安心して暮らせる街づくりのため、地域のネットワークづくりにとりくみます。**

地域住民の熱い思いでつくられたこがねの里は、高齢者のみならず、住民の生活を支えるために必要不可欠な存在です。地域福祉発展の中心的な役割を担い、情報を発信し、幅広い世代が交流し、支え合える地域を確立できるよう努めます。

**（３）明るく、仲間を思いやる、働きがいのある職場づくりを大切にし、自己・相互の点検をしながら、自発的な学習に努め、専門性を高めます。**

常に創意・工夫をこらす積極的な姿勢で、自己研鑽に努めます。法人としても、研修の機会の保障に努め、安心・安全の施設づくりに努めます。

**あかね保育園の目標**

**（１）あかね保育園のめざすもの**

**○子どもが、異年齢や集団保育の中で生き生き元気に過ごせる保育園**

子どもの気持ちをしっかりと受け止め、あかね保育園を自分の居場所と認め、安心して過ごせる保育園であること。そして、子ども達がまた、明日も来て遊びたいと心から思える保育園を目指します。

**○保護者が安心して生活し、子育てを通して仲間づくりができる保育園**

社会的に子育てをする条件は、大変厳しい状況にあります。まして仕事をしながらの子育ての両立は、大変なものと考えます。その大変さを受け止められる職員集団であり、保護者同士が交流し合える場を目指します。

**○安心して子育てができ、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域を目指し、ともに手をつないでいける保育園**

散歩で出会う地域の様々な方との触れ合いや、高齢者との自然な触れ合いを通して、子ども達や保護者、保育者がともに育ち合える保育園を目指します。

**○職員が広い視野を持ち、保育者集団の中でお互いを高めあうことができる保育園**

保育は、保育士だけではなく、給食を作る栄養士や調理員を含めた職員集団は、子どもを取り巻く状況や保護者の働く状況、家庭の状況等にも心を配り、保育向上に努めます。

**あかりの家福祉宣言**

**１．あかりの家は「安心できるもうひとつの家」を目指します。**

　すべての利用者様、家族様の思いや願いに寄り添い、‘ほっとできる家’‘自分の家にいるよう’な安心感をもって、過ごしていただけるようにします。

**２．あかりの家は「笑顔あふれる家」を目指します。**

　一人ひとりの個性を尊重し、共に笑い、悲しみは受け止め分かち合い、一緒に過ごす時を豊かにしていきます。

**３．あかりの家は「質の高い介護」を目指します。**

　職員は、‘和’を重んじ、職員間の連携を深めます。また、学習の場に積極的に参加し、専門職としての技術を磨き、知識を深める努力をします。さらに地域との繋がりを大切に‘質の高い介護’が継続して行えるようにします。

**あこだ福祉宣言**

**１．利用者様の「いつまでも自分のことは自分でしたい」という願いを守ります。**

　利用者様の介護予防の意欲を尊重し、励ましながら、寄り添いながら全力で支援します。

**２．地域から必要とされる介護予防施設を目指します。**

　医療・関係機関、自治体と連携し、地域の介護予防・健康づくりに貢献するとも共に、地域での高齢者福祉の窓口としての役割を果たせるよう努めます。

**３．笑顔のあふれる働きがいのある職場づくりを目指します。**

　職員は、専門職としての知識を深め、技術の向上に励み、自己研鑚を怠りません。またお互いを思いやり、明るく、健やかに勤められる職場づくりを大切にします。

# 第一章　法人を取り巻く情勢

新型コロナウイルス感染症パンデミックが丸一年に及ぶなか、介護や保育を実践し続ける役職員はもとより、秋篠茜会を全面的に支え続けていただいている利用者・家族、地域住民の方々に感謝し、ともに困難に立ち向かっている福祉・医療などに携わっているすべての関係機関に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、人が生きていくうえでは誰もが、福祉・医療などを通じて他者への依存を必要する存在であり、社会を維持するためにも、それらが必要不可欠なものであることを明らかにしました。

一方、窮地に陥った生活を救う社会保障制度の不十分さも露呈しました。パンデミックという非常事態に対応できない福祉・医療体制の脆弱さや、担い手の重要性、低く留めおかれている処遇の現実も明らかになり、いのちと健康、暮らしを自己責任で守ることを強要する政策の転換が必要であることを鮮明にしました。

福祉・医療従事者は、「いつ感染するか」「感染させてしまわないか」という極度の緊張と不安・休めない状況がつづき、防護具の不足などの中、利用者や家族の暮らしを支えていますが、「使命感・責任感」だけでは支えきれない状態で、依然として先を見通せない状況も続いています。

こうした状況の中で、政府は全世代型社会保障改革、社会福祉連携推進法人具体化の動きを強めています。また２０２１年度は介護報酬改定や自治体において第８期介護保険事業計画の具体化を迎える時期にもなります。

２０２０年１２月に発表された「全世代型社会保障改革の方針」は、冒頭の基本的考えにおいて、「自助・互助・共助・公助」の補完原理を改めて強調されました。

少子化対策では「不妊治療への保険適用等」や「待機児童の解消」などが示され、この方針のもと公表された「新子育て安心プラン」では、「待機者ゼロ」約１４万人の受け皿の確保は、２０２５年度まで先送りとなりました。保育従事者の確保は、保育補助者・短時間勤務保育士の活用促進などにより、一層の規制緩和の方向が示されています。また、基盤整備の財源を、児童手当（特別給付）の一部廃止で捻出することも検討されており注視していく必要があります。

医療改革では、地域医療構想を踏襲し振興感染症対策は都道府県医療計画の位置づけにとどめ、病床削減は継続の方針です。「課税所得２８万円以上および年収２００万円以上の７５歳以上の自己負担割合の見直し」が現在進行形で検討されています。後期高齢者支援金の急増を防ぐとしていますが、この場合の削減額の約５０％は公費削減であり、コロナ禍で二重の受診抑制状態にある高齢者のいのちを脅かしかねません。

２０２１年度政府予算案の社会保障関係費では、感染抑止（保健所、検査拡充など）のハードルといわれる自治体の費用負担軽減は十分な是正がなされておらず抜本的強化が必要です。

介護保険に係る介護報酬改定は０．７％、障害福祉に係る報酬改定は０．５６％の引上げとなりましたが、これには非常事態に係る経費「０．０５％」が含まれている他、高齢化等に伴う自然増を１，３００億円圧縮、実質的には予算のマイナスとなっています。このことにより、介護報酬２０２１年改定においては「重度化シフト」「重点化」として、容易には取得できにくい加算などの創設・類上げが行われました。

特定介護サービス費（補足給付）の要件と給付額見直しは、対象者の一部を対象に施設の食費を月額２万２０００円、短期入所の食費を１日あたり２１０円～６５０円引き上げるほか、資産要件となっている預貯金額の引き下げ（１０００万円を５００万円～６５０万円）を図る内容です。コロナ禍のもとただでさえ大変な状況に置かれている中で、低所得者（本人・世帯住民税非課税）への新たな負担増は、利用継続、利用申込みを断念せざる得ない事態を広げかねません。

子育て・支援においても、いわゆるコロナ対策の非常事態に係る経費を除けば、予算の伸びは０．４％程度となることから、同様に「メリハリ」がさらに強化される可能性があります。

２０２０年通常国会で社会福祉法改定が行われ、社会福祉連携推進法人制度が創設されました。政府が掲げる「社会福祉法人の大規模化・共同化」の一環であり、これまで「社会福祉協議会や法人間の穏やかな連携」「合併、事業譲渡」しかなかった連携方策の新たな選択肢として位置づけられています。

社会福祉連携推進法人（非営利連携法人）の具体的な業務（連携推進方針）として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」「災害対応に係る連携体制の整備」「福祉人材不足への対応」「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」に加えて「資金の貸付業務」が盛り込まれています。

様々な困難を抱える小規模の法人の経営基盤を強化する側面がある一方、社会福祉法人の「上からの」再編・統合の可能性も否定できません。また、地域生活課題を主体的に担う住民の取り組みの補完的役割を担わせる意図（公的支援の効率化・互助化）を見逃してはなりません。

平和であること地球環境の保全は人類の生存と健康にとっての大前提です。前政権が公言した２０２０年改憲施行に向けた改憲手続法審議入り・改憲発議を食い止めたことは運動の成果ですが、新しく誕生した菅政権は、前政権の国づくりを継承しており、改憲を許さない取組みが引き続き必要です。

核兵器禁止条約の署名・批准が５１カ国・地域になり２０２１年１月２２日に発効、世界は「核兵器の終わりの始まり」の日を迎えました。いのちや暮らしを守り支える福祉従事者として核兵器廃絶を署名や学習を通じ求めてきた私たちにとって、心から歓迎するものです。唯一の戦争被爆国である日本は批准しておらず、５３１自治体（２月２日現在）が、政府に対し署名・批准を求める意見書を決議しています。批准を求める署名に取り組み、私たちの声を可視化していくことが必要です。

自然災害は地震、台風、豪雨などこれまでの想定を上回るものとなってきています。２０２０年７月の熊本を中心に九州などで発生した豪雨災害は、特別養護老人ホームの水没・ライフラインの遮断などにより、多くの人命や財産が奪われインフラの破壊などが繰り返されました。福祉施設等でのこれまでの各種防災対策に加え、「事業の継続」といった観点からの検討や事前の対策のより一層の強化が必要な状況となっています。

これら秋篠茜会を取り巻く情勢とコロナ禍において、それぞれの事業所や部門では「密」を回避しきれない対人援助が基本の中、最大限の感染防護を講じながら事業を継続させ、役割を発揮してきました。その経験や実践は秋篠茜会が地域や社会を存続させていく上で不可欠な存在であることを、多くの方々が実感されているものと思います。

一方、私たちがもてる資源を地域に十分届けきれていない実態がより進み、その結果、大幅な減収・経営上の困難をより深めた状況もあります。

その背景には、体制や経営をはじめ私たちが日ごろから抱えていた弱点や課題を克服しきれていなかったことはいうまでもありません。

今まさに、基本的人権や生存権を守る、法人理念の実現、各施設事業の宣言・目標実現への努力が求められています。そこに地域住民の強い期待があることは言うまでもありません。私たちの目標は地域住民の幸せであり、職員のいきがい幸せの実現です。

民医連が提起する介護活動の２つの柱、「貧困と格差、超高齢社会に立ち向かう無差別平等の介護」「安全、倫理、共同の営みを軸とした総合的な介護の質の向上」は私たちにとっても強化、そして深化させていくべきものです。

同時に、新型コロナウイルス感染症は、社会福祉施設・事業所がその重要な役割にふさわしい環境や働く職員の処遇が実現されていないという大きな矛盾の中に置かれていることを改めて浮き彫りにしています。

「人権としての社会保障」の実現を求める声と共同を広げ、変革する機会としてとらえ、困難が直撃したとりわけ低所得あるいは生活基盤が脆弱な人びとの暮らしを支える地域の期待に応える福祉の拠点として役割を大いに発揮していきましょう。

# 第二章　法人の取り組み課題と事業計画骨子

### １．法人の基本的立場（基本方針）

（１）非営利・公益性を貫き法人理念「人権保障」「人間尊重」のもと、安全と倫理を軸とした専門性と協働・連携を発揮した総合的な実践を通じて、「安心」と「笑顔」あふれる施設、住み慣れた地域でその人らしい暮らしの実現に寄与する法人を地域とともに目指します。

（２）新型感染症の対応は、長丁場・長期化が確実な情勢を踏まえ、引き続き「地域住民・利用者のいのちと暮らしを守るための医療・福祉の確保と継続」「医療・福祉を支える職員と家族のいのち・健康と生活を守る」「社会福祉法人秋篠茜会の経営を守る」を基本にします。

### ２．２０２１年度の実施事業

（１）制度改定に対応しながら運営内容・事業内容の見直しや事業転換などについて検討していきます。

（２）第２期子育て支援計画、第8期介護保険事業計画の動向をつかみ、関係法人とも連携して事業展開の具体化を目指します。

（３）こがねの里、あこだ（あやめ含む）、あかりの家、あかね保育園４拠点の機能を発揮し地域要求に応えていきます。

（４）自然災害・感染症蔓延などに対応した事業継続計画の整備・補強に取り組みます。

（５）福祉制度の変化や多様なニーズに対応できるよう機能強化や改善などを図るとともに、連携と協働を強め、よりよいサービス提供を推進します。

（６）地域ニーズの把握に努め、新たな前進をつくる観点にたって、再編や挑戦も含めた事業展開を検討していきます。

（７）記念事業等の実施は、環境を見極めた上で、改めて実行委員会などの設置の検討を行っていきます。

### ３．実践および質の向上に向けた基本方針

（１）施設での暮らしや利用環境の向上に向けた整備に取り組みます。

（２）基本的人権大切にし、人間尊重の実践を目指します。

（３）安全と倫理を軸とした総合的な実践と質の向上に取り組みます。

（４）信頼ある科学的知見をもとに、日常活動における感染対策の水準を向上と見直しに取り組みます。

### ４．福祉人材、マネジメントに関する基本方針

（１）働く職員のいのちと健康を守るためのヘルスケア活動に取り組みます。

（２）感染防止を講じながら、参加のための環境整備を図り機会確保に努めながら、福祉人材の養成や育成に取り組みます。

①　法人内外の福祉人材の養成を他法人など様々な主体と協働して取り組みます。

②　社会人、職員として基本となる（ⅰ）理念学習、（ⅱ）福祉従事者としての心得、（ⅲ）仕事のマナーと接遇や進め方などについて職員教科書を素材に繰り返し学習し徹底します。

③　職員の入職時期（経験年数）に応じて年２回の新入職員研修、年代別研修を行うとともに職責に応じた新任研修（新任職責者研修）も必要に応じて開催していきます。

④　概ね四半期ごとに職責者研修会議を開催し事業活動・経営方針の意思統一を図るための研修会議を開催します。全職員（全職員研修会議）についても状況に応じての開催を検討します。

⑤　法人単位で行う研修および学習内容の提起と具体化は教育研修委員会を中心に取組みを具体化します。

⑥　福祉を取り巻く情勢や社会問題などを学び、事例報告などによる実践の相互理解を深めると研修として学術運動交流集会の開催を計画します。

⑦　専門分野・課題別研修は横断的な事業所または横断的な委員会などで具体化を図るとともに、技術・専門性や質の向上を目的に外部研修への参加派遣を推奨していきます。

（３）必要な職員確保に向けた取組を強化するとともに職員の定着や育成のための取組を進めます。

①　採用、配置、労働条件、能力開発と教育などトータルな仕組みの強化と運用を行っていきます。

（４）事業の継続と発展を支える科学的民主的管理運営を行うとともに実現するための体制強化と仕組みの構築を行っていきます。

（５）事業活動目標と自己実現要求を統一する人材育成と職場づくりに取り組みます。

### ５．非営利・公益の社会福祉法人としての運営と基本方針

（１）関係法令の遵守を徹底し、信頼される法人運営を行うとともに、公正で適切な運営のもと、災害などを含む法人を取り巻くさまざまなリスクから組織を守り未然に防止するための取組を推進し具体化します。

（２）健全な財務規律の確立に努め経営基盤の安定と強化を図ります。

①　国庫補助金特別積立金取崩額を除外した経営評価により適正水準、実態把握を行い、経営基盤の強化と生活保障に必要な利益確保を目指します。

②　施設、設備更新や充実を計画的に実施しつつ、事業継続に必要な財産の計画的蓄積と投資財源を確保していきます。

（３）地域福祉、社会福祉の向上に向けた活動を積極的に取り組みます。

①　地域の子育て家庭等への支援や相談、情報提供を行っていきます。

②　地域の子ども等との交流や介護、保育体験、講師派遣に取り組みます。

③　ボランティア、実習生が活動しやすい環境整備を推進します。

④　適切な情報管理のもと積極的な情報発信を行っていきます。

⑤　地域での諸活動に参加し、熱中症予防調査など地域の見守り活動の取組を行います。

（５）関連法人はもとよりさまざまな関係機関や地域住民とのつながりを広げ、連携・協働で地域ニーズに応えていきます。

（６）社会保障制度の充実、平和を守る取り組みを推進します。

# 第三章　実施事業と業務・管理運営計画

## 第１節　２０２１年度実施および市町村等からの受託事業

| 種別 | 事業名 | 事業所名 | 定員など |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１種 | 特別養護老人ホーム  （介護老人福祉施設） | 特別養護老人ホームこがねの里 | ８５名 |
| 第２種 | 老人デイサービスセンター  （地域密着型通所介護）  （第一号通所事業・奈良市） | こがねの里デイサービスセンター  （特別養護老人ホームこがねの里） | １８名 |
| 第２種 | 老人デイサービスセンター  （通所介護）  （第一号通所事業・奈良市） | 介護予防サイクルハウス･あこだ | ３０名  ２単位制 |
| 第２種 | 老人短期入所事業  （短期入所生活介護）  （介護予防短期入所生活介護） | 特別養護老人ホームこがねの里 | ２５名 |
| 第２種 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホームあかりの家 | ２５名 |
| 第２種 | 保育所 | あかね保育園 | １２０名 |
| 第２種 | 地域子育て拠点事業 | 奈良市地域子育て支援センターPｅａｃｅ |  |
| 公益事業 | 居宅介護支援事業 | こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| 公益事業 | 企業委託型保育 | あゆみ保育 |  |
| 公益事業 | 有料老人ホーム | 高齢者生き活きグループリビングあやめの里 | １０名 |
| 受託事業 | 介護保険要介護認定調査 | 特別養護老人ホームこがねの里  こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| 受託事業 | 予防プラン作成 | こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| 受託事業 | 病後児保育 | あかねほっとルーム「こばと」 |  |
| 受託事業 | 延長保育事業 | あかね保育園 |  |
| 受託事業 | 一時預かり | 「ひよこルーム」（Pｅａｃｅ内） |  |
| 受託事業 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 奈良市地域子育て支援センターPｅａｃｅ |  |

## 第２節　２０２１年度法人業務予定

| **予定年月日** | | |  | **業務内容** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２１年 | ４月１日 | （木） |  | 春季新入職員研修 |
|  | ４月２日 | （金） |  | 第１回事務局会議 |
|  | ４月６日 | （火） |  | 第１回保育事業管理会議 |
|  | ４月９日 | （金） |  | 第１回高齢者事業管理会議 |
|  | ４月１２日 | （月） |  | 第１回通所事業検討会議 |
|  | ４月１３日 | （火） |  | 第１回教育研修委員会 |
|  | ４月１３日 | （火） |  | 第１回常勤役員・管理者会議 |
|  | ４月２３日 | （金） |  | 第１回月例経理会議 |
|  | ４月２７日 | （火） |  | 第２回常勤役員・管理者会議 |
|  | ５月４日 | （火） |  | 第２回保育事業管理会議 |
|  | ５月７日 | （金） |  | 第２回事務局会議 |
|  | ５月１４日 | （金） |  | 第２回高齢者事業管理会議 |
|  | ５月１０日 | （月） |  | 第２回通所事業検討会議 |
|  | ５月１１日 | （火） |  | 第２回教育研修委員会 |
|  | ５月１１日 | （火） |  | 第３回常勤役員・管理者会議 |
|  | ５月１１日 | （火） |  | 公認会計士による２０２０年度決算往査 |
|  | ５月１７日 | （月） |  | 法人監事監査 |
|  | ５月２１日 | （金） |  | 第２回月例経理会議 |
|  | ５月２５日 | （火） |  | 第４回常勤役員・管理者会議 |
|  | ５月２８日 | （金） |  | 第１１期第４回理事会（事業報告、決算報告の承認） |
|  | ５月又は６月 |  |  | 評議員選任・解任委員会 |
|  | ６月１日 | （火） |  | 第３回保育事業管理会議 |
|  | ６月４日 | （金） |  | 第３回事務局会議 |
|  | ６月８日 | （火） |  | 第３回教育研修委員会 |
|  | ６月８日 | （火） |  | 第５回常勤役員・管理者会議 |
|  | ６月１１日 | （金） |  | 第３回高齢者事業管理会議 |
|  | ６月１４日 | （月） |  | 第３回通所事業検討会議 |
|  | ６月１８日 | （金） |  | 第３回月例経理会議 |
|  | ６月２２日 | （火） |  | 第６回常勤役員・管理者会議 |
|  | ６月２７日 | （日） |  | ２０２０年度会計に係る定時評議員会（計算書類および財産目録の承認、第12期役員の選任） |
|  | ６月２７日 | （日） |  | 第１２期第１回理事会（代表理事・業務執行理事の選任） |
|  | ７月２日 | （金） |  | 第４回事務局会議 |
|  | ７月６日 | （火） |  | 第４回保育事業管理会議 |
|  | ７月９日 | （金） |  | 第４回高齢者事業管理会議 |
|  | ７月１２日 | （月） |  | 第４回通所事業管理会議 |
|  | ７月１３日 | （火） |  | 第４回教育研修委員会 |
|  | ７月１３日 | （火） |  | 第７回常勤役員・管理者会議 |
|  | ７月２３日 | （金） |  | 第４回月例経理会議 |
|  | ７月２７日 | （火） |  | 第８回常勤役員・管理者会議 |
| ２０２１年 | ８月 |  |  | 行政監査（未定） |
|  | ８月 |  |  | 公認会計士による２０２０年度決算残高点検 |
|  | ８月３日 | （火） |  | 第５回保育事業管理会議 |
|  | ８月６日 | （金） |  | 第５回事務局会議 |
|  | ８月９日 | （月） |  | 第５回通所事業検討会議 |
|  | ８月１０日 | （火） |  | 第５回教育研修委員会 |
|  | ８月１０日 | （火） |  | 第９回常勤役員・管理者会議 |
|  | ８月１３日 | （金） |  | 第５回高齢者事業管理会議 |
|  | ８月１７日 | （火） |  | 第１回職責者研修会議 |
|  | ８月２０日 | （金） |  | 第５回月例経理会議 |
|  | ８月２４日 | （火） |  | 第１０回常勤役員・管理者会議 |
|  | ９月３日 | （金） |  | 第６回事務局会議 |
|  | ９月７日 | （火） |  | 第６回保育事業管理会議 |
|  | ９月１０日 | （金） |  | 第６回高齢者事業管理会議 |
|  | ９月１３日 | （月） |  | 第６回通所事業検討会議 |
|  | ９月１４日 | （火） |  | 第６回教育研修委員会 |
|  | ９月１４日 | （火） |  | 第１１回常勤役員・管理者会議 |
|  | ９月２４日 | （金） |  | 第６回月例経理会議 |
|  | ９月２８日 | （火） |  | 第１２回常勤役員・管理者会議 |
|  | １０月１日 | （金） |  | 第７回事務局会議 |
|  | １０月１日 | （金） |  | 秋季新入職員研修 |
|  | １０月５日 | （火） |  | 第７回保育事業管理会議 |
|  | １０月８日 | （金） |  | 第７回高齢者事業管理会議 |
|  | １０月１１日 | （月） |  | 第７回通所事業検討会議 |
|  | １０月１２日 | （火） |  | 第７回教育研修委員会 |
|  | １０月１２日 | （火） |  | 第１３回常勤役員・管理者会議 |
|  | １０月２２日 | （金） |  | 第７回月例経理会議 |
|  | １０月２６日 | （火） |  | 第１４回常勤役員・管理者会議 |
|  | １０月24か31 |  |  | 学術運動交流集集会 |
|  | １１月２日 | （火） |  | 第８回保育事業管理会議 |
|  | １１月５日 | （金） |  | 第８回事務局会議 |
|  | １１月８日 | （月） |  | 第８回通所事業検討会議 |
|  | １１月９日 | （火） |  | 第８回教育研修委員会 |
|  | １１月９日 | （火） |  | 第１５回常勤役員・管理者会議 |
|  | １１月１２日 | （金） |  | 第８回高齢者事業管理会議 |
|  | １１月１６日 | （火） |  | 第２回職責者研修会議 |
|  | １１月１９日 | （金） |  | 第８回月例経理会議 |
|  | １１月１９日 | （金） |  | 第１２期第２回理事会 |
|  | １１月２３日 | （火） |  | 第１６回常勤役員・管理者会議 |
|  | １１月 |  |  | 公認会計士による２０２０年度上半期決算往査 |
|  | １２月３日 | （金） |  | 第９回事務局会議 |
|  | １２月７日 | （火） |  | 第９回保育事業管理会議 |
|  | １２月１０日 | （金） |  | 第９回高齢者事業管理会議 |
|  | １２月１３日 | （月） |  | 第９回通所事業検討会議 |
|  | １２月１４日 | （火） |  | 第９回教育研修委員会 |
|  | １２月１４日 | （火） |  | 第１７回常勤役員・管理者会議 |
|  | １２月２４日 | （金） |  | 第９回月例経理会議 |
|  | １２月２８日 | （火） |  | 第１８回常勤役員・管理者会議 |
| ２０２２年 | １月７日 | （金） |  | 第１０回事務局会議 |
|  | １月１０日 | （月） |  | 第１０回通所事業検討会議 |
|  | １月１１日 | （火） |  | 第１０回教育研修委員会 |
|  | １月１１日 | （火） |  | 第１９回常勤役員・管理者会議 |
|  | １月１４日 | （金） |  | 第１０回高齢者事業管理会議 |
|  | １月２１日 | （金） |  | 第１０回月例経理会議 |
|  | １月２５日 | （火） |  | 第２０回常勤役員・管理者会議 |
|  | ２月１日 | （火） |  | 第１０回保育事業管理会議 |
|  | ２月４日 | （金） |  | 第１１回事務局会議 |
|  | ２月８日 | （火） |  | 第１１回教育研修委員会 |
|  | ２月８日 | （火） |  | 第２１回常勤役員・管理者会議 |
|  | ２月１１日 | （金） |  | 第１１回高齢者事業管理会議 |
|  | ２月１３日 | （日） |  | 第３回職責者研修会議 |
|  | ２月１４日 | （月） |  | 第１１回通所事業検討会議 |
|  | ２月１８日 | （金） |  | 第１１回月例経理会議 |
|  | ２月２２日 | （火） |  | 第２２回常勤役員・管理者会議 |
|  | ３月１日 | （火） |  | 第１１回保育事業管理会議 |
|  | ３月４日 | （金） |  | 第１２回事務局会議 |
|  | ３月８日 | （火） |  | 第１２回教育研修会議 |
|  | ３月８日 | （火） |  | 第２３回常勤役員・管理者会議 |
|  | ３月１１日 | （金） |  | 第１２回高齢者事業管理会議 |
|  | ３月１４日 | （月） |  | 第１２回通所事業検討会議 |
|  | ３月１５日 | （火） |  | ２０２１年度全職員研修会議（第４回職責者研修会議） |
|  | ３月１８日 | （金） |  | 第１２回月例経理会議 |
|  | ３月１８日 | （金） |  | 第１２期第３回理事会（事業計画および収支予算） |
|  | ３月２２日 | （火） |  | 第２４回常勤役員・管理者会議 |
|  | ３月２７日 | （日） |  | ２０２１年度臨時評議員会／（役員報酬総額の決定） |
|  |  |  |  |  |

## 第３節　組織機能



## 第４節　機関会議、委員会の構成および計画

### １．機関会議の設置

（１）保育事業管理会議

常勤役員・管理者会議のもとに設置し、毎月第１火曜日１９：００から定例開催。法人担当理事およびあかね保育園管理監督者の３名で運営していきます。

（２）高齢者事業管理会議

高齢者事業（こがねの里拠点、サイクルハウス・あこだ拠点、あかりの家拠点、あやめの里拠点）での方針徹底、事業整備、連携などの課題解決の場として、毎月定例で開催。法人担当理事および高齢者事業管理者および事業職責者で運営していきます。

### ２．法人に設置する委員会

（１）社保平和委員会

委員会担当管理者１名、こがねの里３名、あこだ１名、あかね保育園２名の６名で運営します。

（２）教育研修委員会

毎月第２火曜日１７:３０から定例開催。委員会担当管理者２名、こがねの里２名、あかね保育園１名の５名で運営します。

### ３．事業所（拠点）に設置する委員会

（１）こがねの里入所判定会議

毎月１回定例開催を基本とします。一般入所申込者および優先入所申込者（特例入所）の入所判定および次期入所者の決定を行います。緊急時など必要な方の入所判定と決定が機動的に対応できるよう、居宅介護支援事業所等へ出席要請を行い、日ごろからの連携と情報共有を図っていきます。

（２）通所事業検討会議

通所サービス事業の相互理解と情報共有を深め、秋篠茜会が行う通所事業について総合的に協議していきます。各事業所の管理者（職責者含む）および生活相談員を基本に運営していきます。

（３）こがねの里労働安全委員会

毎月第３木曜日１５：３０から定例開催します。労働者の危険又は健康障害の防止のための基本となるべき対策（原因究明や再発防止策）について調査審議を行っていきます。職場のソフト面の快適化にむけ、アンケート調査の継続的実施と快適化に向けた施策について検討していきます。

（４）こがねの里安全管理委員会

サービス提供上における事故防止や感染症防止や食中毒等の蔓延防止等ための適切な安全管理を推進し安全なサービス提供に資することを目的に安全管理委員会を設置し、安全管理の強化と充実を図っていきます。

また、医療的ケアの安全対策や身体拘束等の適正化について、各委員会での取り組み状況について報告を得て掌握していきます。毎月一回定例開催し、他職種横断の委員構成で毎月一回定例開催し事例の評価、業務手順の見直しおよび安全管理に関する研修を企画していきます。

（５）こがねの里医療的ケアの安全対策委員会

こがねの里安全管理委員会のもとに「医療的ケアの安全対策」に対応した委員会に再編します。四半期ごとの３の倍数月の第３水曜日１５：３０～１６：００に定例開催します。医療的ケアに関する情報の周知と共有、医療的ケアに関する安全に関する事項、特定行為業務従業者数等の把握を行います。事業所職員を対象とした医療的ケアに関する研修として喀痰吸引、経管栄養に関する研修を年１回開催します。

（６）こがねの里身体拘束廃止委員会

こがねの里安全管理委員会のもとに設置し、毎月第２金曜日１１：００から定例開催します。年１回身体拘束廃止等に関する研修会を企画開催します。

（７）こがねの里・あかりの家給食管理会議

委託業者と隔月(偶数月第４(金))を目安とし、定期的に会議を開催します。

# 第四章　人事・配置計画

## 第１節　配置図

## 第２節　職員配置計画



# 第五章　地域交流計画

## 第１節　実習生等の受け入れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 学校・団体名 | 予　定（未確定含む） |
| 社会福祉士 | 関西福祉科学大学 | 8/9～9/21 |
| 日本福祉大学(通信) | 9/1～10/15 |
| 龍谷大学 | 11/1～12/15 |

## 第２節　各種講座等への講師派遣

　　介護初任者研修、実務者研修への講師派遣等への協力は引き続き行っていきます。

## 第３節　地域行事参加・交流計画

　　地域行事への参加や学校等との交流は状況に応じ検討していきます。

# 第六章　事業分野別の計画

## 第１節　あかね保育園事業計画

### １．重点課題

①　法人理念及び子どもの権利条約及び児童憲章、児童福祉法・新保育所保育指針に基づき、子どもの人権が守られる乳幼児の保育を行います。

②　職員は豊かな愛情をもって子ども達に接し、研修等で保育技術の習得、資質の向上に努めます。また、職種を越え励まし、育ち合える、働きがいのある職場づくりに取り組みます。

③　保育の充実のため、職員確保に努めます。

④　『地域の子育ての拠点となる保育園』をめざし、子ども達を取り巻く社会状況にも目を向け、児童福祉の拡充ならびに、地域におけるニーズに沿った家庭支援などに努めます。また、地域の多くの保育関係者や他団体とともに繋がって、課題を共有し、自治体に要望するとともに、国に向けて制度改善の働きかけを進めます。

⑤　施設の修繕計画に沿って、具体的な計画を立て、保育園の設備や環境を整え安全確保に努めます。

⑥　児童原簿などＩＣＴシステムを活用し、効率よく記録・作成できるように電子化を進めます。

### ２． 園児及び保護者支援計画

（１）心身ともに健やかで、生き生きとしたこどもを育てます。

①　5つの定点「よく食べ、よく遊び、よく眠る、早寝、早起き」の心地よい生活リズムを確立し、保護者とともに健やかに成長するこどもに育てます。

②　自我の芽生えや自己主張を大切にし、保育士はこどもの気持ちを受け止め、自分で決めて行動できるように、自立する力を育てます。

③　生活経験と遊びを豊かにし、主体的に遊べるこども、友達と共感し合える心を育てます。散歩や戸外遊びを多く取り入れ、いろいろなものに興味を示し、自然の中で遊ぶことにより、豊かな感性と創造性を育てます。

④　リズム遊び、歌、描画、制作ごっこ遊びや劇あそび等で表現する楽しさを育てます。

⑤　諸行事を通して、充実感と達成感を味わい、自己肯定感を育てます。

⑥　話をしっかり聞き、自分で考え、気持ちを伝え、行動ができるこどもを育てます。

⑦　計画的な保育実践に取り組み、こども、大人同士の繋がりを進めていきます。

⑧　配慮の必要な子どもや様々な困難を抱えている家庭に対し、専門機関と連携しつつ、細かな支援で子どもの安全を守り、全面発達を保障します。

（２）安全で豊かな保育環境づくりに取り組みます。

①　こどもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、安全確保に努めます。

②　看護師による、園児への健康指導を行うとともに、保護者への啓蒙を進めます。

③　ヒヤリハットや事故報告K-SELL検証から事例を分析し教訓を共有する中で、職員の危機管理能力を高め、こどもたちが伸び伸びと安全に遊べる環境保全に努めます。

④　蘇生技術や感染症について学習するとともに、安全衛生マニュアルを全職員で共有し事故防止や感染症予防に努めます。

⑤　災害時に備え、防災対応マニュアルに従い、その具体的な実践を保護者も交え進めます。

（３）「あかね保育園の給食７つの大切」を基調にこどもの健康を守り発達に必要な栄養を保障します。

①　「食育」の一貫として、失われつつある食文化を伝えます。

②　皮むきや、クッキング、野菜栽培を通して、こどもたちが意識的に食材に触れ、つくる楽しみと食べる楽しさ、命の大切さが実感できるように「食育」を進めます。

③　「食育」推進の大事な第一歩である離乳食を豊かに進めるために、0歳児一人ひとりに寄り添い、丁寧な食事指導を行います。

⑤　食材の栄養内容等をこどもに知らせ、健康に必要な食事について啓蒙します。

⑥　アレルギー児に対する除去食、代替食に取り組み保護者とともにアレルギーの改善に取り組みます。

⑦　保護者の方に食事をとる家族団欒の大切さや生活習慣を含め、『食育』の大切さを啓蒙します。

⑧　安全・衛生を徹底するとともに、食中毒等の予防に努めます。

（４）保護者に対する子育て支援

①　日常のやりとりを通して、互いに情報を伝え合い、保護者の方の思いや意見を受けとめ相互の理解を共有し、共に学び支え合い共育てを目指します。

②　クラス懇談や、個人懇談を行う中で、保護者と連携して｢子どもの育ちを支える｣という視点を持ち、こどもの育ちを保護者と共に喜び合います。

③　行事や保育参観を通して、保護者の方が保育の活動に関われる機会をつくります。

④　保護者会役員会に出席し、情報の伝達や意見交換を行います。

### ３．地域福祉拡充計画

（１）奈良市子育て支援センターPｅａｃｅと協力、共同して子育て支援活動の充実に努めます。

（２）園庭開放を実施し、子育て中の親子が安心して遊び交流できる場を提供します。【４、５、６、７、９、１０、１１、３月】

（３）病後児保育事業を更に啓蒙・充実させ、子育てを応援します。

（４）奈良市子育て支援センターPｅａｃｅ関係者会議で懇談、交流します。

（５）地域保育関係者や諸団体と連携し，奈良市に対し要望するなど保育環境改善に努めます。

### ４．民主的管理運営計画

（１）全日本民医連方針と決定及び法人理念を学び、地域に求められる保育園の役割や保育士の専門性について学習・研修をすすめ、やりがいの持てる職場づくりに努めます。

（２）自己学習を基本に据えながら、学習・研修及び事例検討（カンファレンス等）により保育技術の習得、資質の向上に努めます。

（３）法人の姿マップをもとに、さらに業務内容を具体化した保育園独自マップを作成し、職員の育成に努めます。

（４）研修等で、保育内容の充実と職員育成に努めます。

（５）職員会議・リーダー会議等では、職員が共通認識にたち積極的に発言、論議ができる環境の整備と改善に努めます。

（６）全職員参加の経営をめざし、経営内容の啓蒙に努めます。

### ５．財政基盤強化と財源確保計画

（１）入園希望者へは施設見学を毎月実施し法人理念や保育方針を丁寧に知らせ、Pｅａｃｅと連携し、園児獲得につなげます。

（２）無駄な支出をなくし、効率的な施設運営に努めます。

### ６．施設整備計画

（１）修繕計画・施設整備の必要性に基づきその財源確保と具体的な計画をすすめます。

・午睡用ベッド　　　　　　　　　　　　　２，０００千円

・ＩＣＴ化に伴うパソコンなど購入　　　　　　７００千円

・照明器具のＬＥＤ化　　　　　　　　　　２，７００千円

（２）保育環境の更なる充実に向け、計画的な積立てに努めます。

## 第２節　企業委託型保育サービス事業　あゆみ事業計画

### １．基本方針

児童福祉法及び「民医連の保育問題に対する基本的考え方」の理念に立ち、「企業委託型保育サービス事業運営規定」及び「平和会委託契約保育所の利用・運営規定」を基調に、利用される職員が安心して働き、その子育てを応援しつつ、こども達一人一人が大事にされ安心して生活できる保育環境の整備と保育内容の充実をめざします。

### ２．重点目標

①　こども達が異年齢集団の中で育つことを大事にしつつ、ゆったり、楽しく遊べる保育をめざします。

②　保護者の方の働きを学びつつ、こどもの様子を丁寧に伝え、こどもの成長について共感し合い、信頼関係を築き、共育てをすすめます。

③　研修や学習会に出来る限り参加し、職員の専門性の向上に努めます。

④　保護者が安心して利用でき、委託保育職員が安心して働き続けられるよう四者協議会にて協議し、安定的運営に努めます。

⑤　ヒヤリハット等の教訓をあかね職員と共有し、危機予知能力等保育士の力量を高め、こどもの事故防止、安全保全に努めます。

⑥　避難訓練にも取り組み、園児の安全確保に努めます。

## 第３節　奈良市地域子育て支援センター「Pｅａｃｅ」事業計画

### １．基本課題

（１）あかね保育園の取り組みに沿った「安心して子育てができ、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域をめざし、ともに手をつないでいける子育て支援センター」をめざします。

（２）保護者が親になった喜びや自信が持てるように、場の提供・情報の提供・相談業務・地域支援事業、子育て支援コーディネーター（利用者支援）事業、一時預かり事業、こんにちはあかちゃん訪問事業等に努めます。

（３）「孤立の子育て」を減少させるために、子育て世代がつながる取り組みを積極的に実施し、子どもの健やかな成長を育んでいきます。

（４）地域の人々が気軽に立ち寄ることができる子育て支援拠点になるような取り組みを行い、地域との連携を強めていきます。

### ２．具体的な実施内容

（１）週５日の場の提供（１０時～１６時）、月１回以上の講座（下記計画）を実施します。また、育児情報の提供、子育て相談業務・出前講座・地域支援活動に取り組み、あかね保育園と合同の事業（園庭開放、保育園ウォッチング等）を実施し、「親育ち・子育ち」を支援し、来所者の自己肯定感を向上させるような取り組みを行います。

（２）奈良市子育て支援コーディネーター（利用者支援)事業を、週３日（月、火、金曜日）の１３時～１6時に実施します。

（３）一時預かり「ひよこルーム」は、週４日（月、火、木、金曜日）実施します。

（４）こんにちは赤ちゃん訪問事業（子育て相談課）を実施していきます。

（５）職員は、積極的に研修に参加することで、スキルアップに努めていきます。

（６）Pｅａｃｅ関係者会議を定期的に開催し、地域の実態を知り、地域のつながりを深めていきます。また、Pｅａｃｅ主催の地域ごと子育て支援交流会を開催することで、近隣子育てひろばや子育てスポット、子育てサークル等との連携を強めていきます。今年度も、近隣の子育てスポットや子育てサークル等の訪問を実施し、地域連携に努めます。

（７）「安心して子育てができる地域づくり」を進めていくために、地域の人々が気軽に立ち寄ることができる子育て支援拠点になるような取り組みも模索していきます。また、こがねの里等をはじめとする地域にある施設を訪問し、協働事業を推進し、地域住民や高齢者とも連携していきます。

（８）地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するために、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る「地域支援」を強化していきます。

### ３．２０２１年度事業計画

| 月 | Pｅａｃｅの魔法 | わくわくPｅａｃｅ |
| --- | --- | --- |
| ４月 | こいのぼり製作 | お花見遠足（平城宮跡） |
| ５月 | 離乳食講座①（準備期・前期・中期食） | 公園へお散歩 |
| ６月 | 歯みがき指導 | どろんこ遊び |
| ７月 | ベビーヨガ＆マッサージ | 水遊び |
| ８月 | パパ講座 | 水遊び |
| ９月 | 離乳食講座②（後期・完了食） | 親子遊び |
| １０月 | 救急救命講座 | ミニ運動会 |
| １１月 | 健康講座 | どんぐり拾い（平城宮跡） |
| １２月 | ベビーヨガ＆マッサージ | クリスマス会 |
| １月 | 幼児食講座 | 十五所神社へ初詣 |
| ２月 | おひなさま製作 | コンサート（あかね保育園合同事業） |
| ３月 | リトミック | 公園へお散歩 |

＊園庭開放（年間８回）：４月、５月、６月、７月、９月、１０月、１１月、３月

＊えほんひろば：毎月１回

＊保育園ウォッチング：年間２回程度

＊遊びのコツ（奈良市役所）：年間１～２回

＊歯ぴか教室（はぐくみセンター）：年間２～３回

＊出前講座：◎ミルクハートミルク：年間２回　◎ばんび：年間２回　◎その他（依頼あれば実施）

## 第４節　居宅介護支援事業（こがねの里介護支援事業所）　事業計画

### １．重点目標

（１）誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる無差別平等の地域包括ケアを目指し、地域に開かれた福祉の窓口として必要な支援を迅速に提供できるよう努めます。

（２）利用者の生活実態を把握し法人内に地域高齢者の情勢を伝え、社会保障全般にわたる公的制度の改善拡充を共同組織とともに訴え運動を強化します。

（３）サービスの質を確保しつつ月１３３件（介護１００件、予防３３件）の管理件数を追及、認定調査業務も引き続き受託し、継続的に関係機関に働きかけ法人高齢者事業と連携を図り事業を安定的に運営します。

### ２．運営・援助目標

（１）在宅で安心して生活するために医療や各種事業、地域住民と連携し支援体制を整えます。

①　社会資源を調整し支援をとおして地域に法人全体の取り組みを発信します。

②　家族や他事業所、地域包括支援センターや民生委員と連携するため、利用者のプライバシーに配慮しながら情報提供を行います。他法人と共同で定期的に事例研究会を開催します。

③　２４時間連絡可能な体制をとり、事業所と連携し終末期や認知症などの困難事例に柔軟に対応します。

④　感染防護を継続し利用者家族を啓蒙するとともに、事業継続計画を策定します。

（２）利用者が介護保険制度を理解し、適切なサービスが選択できるよう相談援助を行います。

①　新規利用者が理解しやすいよう、パンフレット等を用いて制度を説明します。

②　継続利用者の相談は定期訪問で信頼関係をつくり、相手の尊厳を保ちながら訴えを傾聴し随時必要な情報の提供と提案を行います。

③　適宜サービス担当者会議を開催し、家族や事業所と必要な情報を共有します。

④　ネットワーク会議等に参加し地域情勢の動向把握に努め、インフォーマルサービスを含めた必要な支援体制を検討します。

（３）介護支援専門員としてのスキルアップを図ります。

①　利用者の潜在的ニーズをすくい上げ、状況に応じて的確に提案を行います。

②　自治体や地域包括支援センター主催の研修会等に参加し情報を収集します。

③　職員会議等で研修報告や利用者状況を共有し、事例検討を通して利用者理解を深め連携して支援に当たります。法令順守や自己点検を目的とした学習を継続的に実施します。

④　介護支援専門員等の実習受け入れを通し、援助者の専門的実践の振り返りとなり利用者へのサービス提供が質量ともに高い水準に到達するよう取り組みます。

## 第５節　介護予防サイクルハウス・あこだ（通所介護、総合事業）　事業計画

### １．重点目標

（１）利用者の「いつまでも自分のことは自分でしたい」との介護予防への思いを尊重し、全力で支援します。

（２）地域に根ざした介護予防事業を継続させるために、職員は介護や機能訓練など生活支援の質の向上を図り、利用者から選ばれる事業所運営を目指すことで、利用率の改善・維持に努めます。

（３）感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画策定準備を進め研修や訓練実施を目指します。

### ２．事業運営目標

（１）トレーニングマシンや歩行用プールなどの設備を最大限に活用し、専門性を発揮した機能訓練の提供を目指す取り組み

①　利用者から要望の高い短時間での機能訓練の提供を行うため、3時間から4時間の2単位制の運営を行います。午前はトレーニングマシン等を使用した機能訓練サービスの提供、午後は歩行用プールを使用した機能訓練サービスの提供と、各サービスを特化し、それぞれに機能訓練プログラム提供への充実を図ります。

②　職員体制を強化し、効果的な配置を目指します。

③ 居宅介護支援事業所等へ、定期的に空き情報の提供など案内活動を強化し、四半期以降利用率７０％以上を目指し経営改善に努めます。

（２）職員の介護の質を向上させ利用者から選ばれる・安心される事業所運営を目指す取り組み

①　介護技術や事故防止・対応、救急救命などの研修は、こがねの里学習会に参加し技術や知識の向上を図ります。認知症ケアにおける、実践での事例検討の実施。感染症対策における、行政等のガイドラインを中心に、事業所運営に応じた実践内容への共通理解を図ります。これら職場会議の時間を有効活用し各定期的な学習の機会を設けます。

➁　利用者の身体機能の維持・向上が図れるよう、各職種が連携し定期的に体力測定を実施し機能訓練プログラムの評価や見直しを行い継続利用へ繋げます。

③　介護職員は介護福祉士資格取得をめざし、自己研鑽に努め、共に学びあう職場風土を作ります。

（３）管理運営の強化への取り組み

①　毎月１回第３木曜日に定期的に職員会議を開催し、利用者の心身の状況や要望等共通理解の場として課題解決や業務改善の検討の場とします。職員が参画する職場会議となるよう、議事内容や進行方法等工夫します。また内部研修の機会にも位置づけ、サービスの質の標準化および向上を目指します。

➁　送迎ミーティングを毎日開催します。メンバーは生活相談員・運転手・介護員にて送迎ルートの検討および利用者状況（住宅・交通含む）の共通確認の場とします。必要に応じ移動介助法等の研修を行います。

③　各種マニュアル作成見直しをはかり、共通理解の機会を設けます

## 第６節　こがねの里デイサービスセンター　事業計画

### １．重点目標

（１）「認知症や障がいがあっても、住み慣れた家や地域で暮らし続けたい」という利用者の願い、介護者の困難を支え、利用者や家族が望む生活が送れるよう他のサービス、地域住民等、法人内外との連携を強めます。

（２）感染症や災害が発生した場合に備えて、安全対策を行うとともに、事業のスムーズな再開、継続に向けて取り組みます。

### ２．運営・援助目標

（１）自立支援・自己実現に向けた個別ケア・日中活動の充実

①認知症ケア・介護予防

◦　専門性を持ったケア、生活に基づいたプログラムを提供します。

◦　認知症の方の世界を理解しできること・できないことを見極め、馴染みの関係の中で役割や居場所を作ります。

◦　季節感を感じ、五感に働きかけるプログラムを提供し、一体感を共有することでご利用者さん同士のつながりを強め、認知症予防に努めます。

◦　リハビリ体操や歩行訓練、施設周辺の散歩等、楽しみながら運動する機会を持ちます。

➁利用者担当制の導入

◦　一人ひとりの生活歴・趣味・疾病・家庭環境等に着目し、全体への周知の中心となり、よりきめ細やかなケアにつなげます。

③ご家族との連携

◦　頻繁に関わる家族だけでなく、不定期利用の方・疎遠な家族への関わり方を考えます。

◦　家族構成・背景を理解し、葛藤する家族が一人で抱え込まないよう支援します。

（２）介護・看護サービスの質の向上

①体調管理

◦　感染対策の観点は前提としますが、適切な対応を行います。

◦　状態把握、変化の早期発見に努め、ご本人に必要な在宅での医療へつなぎます。

➁看取り介護

◦往診医師や訪問看護、ケアマネジャー等と連携し、ご本人とご家族の意思を第一とし、揺らぐ気持ちに寄り添います。

◦支援終了後、振り返りカンファレンスを実施し、課題を共有し、応えられる事を追求、チーム力を強化します。

③職員育成

◦法人理念等、基本となる指針を忘れず、相互間成長を目指します。職員一人ひとりの行動に生かせるよう、実践と結びつけて学びます。

◦朝の申し送りや職員会議、カンファレンスなどでは活発に意見交換し、個人の気づきをケアに活かします。

◦問題提起をしやすい環境を整え、業務改善につなげます。

（３）地域活動

①地域貢献

◦非常時に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

◦地域の変化に向き合い、事業内容が地域の変化に応じているか振り返り、求められている役割を検討します。

➁地域との連携

◦これまで培った地域住民と利用者をつなぐ役割として、できることを考えます。

◦介護の魅力や、やりがいを見える化し、デイ季刊誌の発行の継続等、役割を積極的に発信していきます。

## 第７節　小規模多機能ホームあかりの家　事業計画

### １．現状

◦　法人的な異動のもと４月より体制強化をはかり、利用希望や地域での困難事例の相談や受け入れが可能となるように努力してきました。利用者１5名(そのうち要介護３以上を8名以上) 到達を目指し、２名の方が有料老人ホームへの入所や病院への入院となったものの、伏見地域包括支援センター紹介の認知症の独居の方２名を受け入れました。また、吉田病院精神科から紹介の１名も受け入れました。月１回の職員会議の重視・改善とともに運営会議を開催してきました。

収益、経常増減差額は前年度および予算を下回っていますが、新型コロナウイルスの対策や新規困難事例の受け入れ、利用者の認知症の進行や加齢に伴う重介護化のもと、全職員一丸となって奮闘してきました。そのもと地域でいのちにも危険のある事例への取り組みは困難を伴い職員の負担も大きいですが地域の信頼を高め経営も改善方向となっています。

◦　連泊利用は３床を基本にベッド活用し、宿泊について全体の利用者の要求に応えるようにもしてきました。現在３床の連泊活用となり宿泊受け入れが改善されています。

◦　新規利用の際は体験利用の柔軟な受け入れや見学を行い、利用につながっています。

◦　あかりの家通信の発行、活用も役割を果たしています。

◦　利用者入院時のサービス担当者会議や看取りに向けたサービス担当者介護も開催し医療介護連携にも努力し利用者・家族を共同で支援してきました。

しかしながら、他施設他事業所で利用困難な方や閉じこもり気味の方の受け入れ、重度の認知症の方の独居、家族にひきこもり等の病気のある方などの複合的な困難があったり、利用者の高齢化や認知症の進行に伴い、今後の在宅生活に不安が見られる方もおられ、利用者数では不安定な状況もひきつづきあります。職員・管理体制の整備をさらに進め予算達成に努力しています。

◦　法人内の他事業所との緊密な連携と理解を深め、法人内での経験と知恵を集めていきます。こがねの里の拡大入退所判定委員会への参加で利用者、申込者の情報共有と緊密な連携で相互の地域での役割をひきつづき高めていきます。

◦　改めて地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、病院地域連携室、老人保健施設等との地域連携もさらに進めていきます。医療との連携も強めます。

◦　あかりの家通信の活用を進めます。

### ２．法人理念と「あかりの家」福祉宣言の実践へ、優位点も確信に

改めて法人理念と「あかりの家の福祉宣言」を全職員の目標として日々の介護のなかで確認実行し、利用者第一の実践で職員の意欲とチームとしての和を大切にし、下記の優位点も確信にしていきます。

○　あかりの家の優位点について

◦　個別性（その人らしさ）に柔軟に対応できる、居心地の良さ、居場所がある

◦　寄り添う人がいる、なじみの関係の職員がいる

◦　その人の尊厳を大切にその人を尊重、人生の物語にこころとおもいを寄せる

◦　ゆっくりとその人のペースに合わせて待つ、できないことだけを手伝う

　家族のおもいを理解し、支えとなって

◦　介護していることへの理解、悩みを常に聞く姿勢・体制

◦　柔軟な家族の介護負担軽減、休息への配慮

◦　２４時間見守られているという安心感

### ３．２０２１年度の事業計画

（１）職員体制と管理体制の改善整備および利用者確保の取り組み

◦　職員体制と管理体制の整備を行います。世代交代を行い、新しく管理者・主任体制を法人的な異動のもと確立し体制整備をはかります。利用希望や地域での困難事例の相談や受け入れがさらに可能となるようにしていきます。コロナ禍のもとの感染対策も取るとともに３密を避けることを基本に、利用者１5名(そのうち要介護３以上を9名以上) 到達を目標とします。月１回の職員会議の重視・改善とともに運営会議を開催します。

◦　介護報酬の改定では加算を積極的と取って若干のプラス改定となります。加算については事業所の質の改善強化と位置付け事業所と利用者さんの安全と介護の質向上に務めます。

（２）介護の充実と管理運営の改善

介護の充実の面については、民医連の綱領や法人理念・福祉宣言を基に職員の意思統一、働きやすい職場作りを目指してきました。研修や学習会に参加する事で職員のスキルアップを努めていきます。また利用者の個別性を重視して生活リハビリや外出行事を積極的に行い、豊かな生活の実現に努めていきます。

新型感染症を中心に感染症対策をさらに強化します。リハビリについてもひきつづき取り組みを進めます。利用者・家族への終末期への意向調査をこの間取り組んできましたが終末期への利用者・家族の思いに寄り添う対応や看取りへの関わりをひきつづき強めます。医療との連携をさらに重視し看護職員の日勤帯配置にひきつづき努力します。

また、認知症ケアについて「否定・強制・断定・批判・しかる・上から目線の教える」対応でなく受容・共感で寄り添い穏やかに良い感情を残す対応を心がけていきます。ひきつづき軽作業をともにするケアや音楽療法、回想法、レクレーションや作業などで周辺症状の軽減緩和に努めていきます。

利用者さんとのコミュニケーションや見守りを大切に「～したい」の実現や人間尊重の寄り添う介護に努めていきます。利用者さんへの対応では「説得より納得を」大切にします。

家庭的な雰囲気のなかで「やさしい介護」を追求します。認知症や介護について専門性と科学性でとらえ、受容共感し、愛情を持って人間の尊厳を大切に深く理解することが大切です。

職員同士も尊重し合い、理解し合い、「いいとこさがし」とほめあいで、成長しあえる、職員にとってもいい職場にしていきます。コミュニケーション、報告・連絡・相談（ホウレンソウ）、「わかっているつもり」を改善し、丁寧に説明し合うことも大切です。

利用者や職員への感情的な物言いや態度は全体の雰囲気や認知症の周辺症状を悪化させます。専門職として感情のコントロールに努めます。

この間の職場診断アンケートを活かし,職場環境改善にもひきつづき努力していきます。職員が安心してすごせる、ものが言える居心地のよい職場環境をみんなでつくります。

運営推進会議を活用しての外部評価等を活かし、改善策を実施し、介護の質の改善と事業整備、法的整備を進めます。介護サービス情報の公表も改善に活かします。感染症対策やリスク管理、防災対策の強化を進めます。

### ４．２０２１年度　事業計画・予算（利用登録数・実人数）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| **2020予算** | 13名 | 13名 | 13名 | 14名 | 14名 | 14名 | 14名 | 14名 | 15名 | 15名 | 15名 | 15名 |
| **2020実績** | 13名 | 12名 | 12名 | 12名 | 13名 | 13名 | 13名 | 13名 | 13名 | 14名 | 14名 |  |
| **2021予算** | 13名 | 13名 | 13名 | 14名 | 14名 | 14名 | 14名 | 14名 | 14名 | 15名 | 15名 | 15名 |

（事業収益　月平均４５０万円　国庫補助金等取崩額なしで経常増減差額を黒字とする）

## 第８節　高齢者生き活きグループリビングあやめの里　事業計画

### １．重点目標

（１）一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者に対し、お互いの自主性を尊重した共同生活を送ると共に、高齢者が安心して安全に暮らせる環境を整えます。

（２）入居者の高齢に伴いさらに、法人在宅サービスとの連携を図り、あやめの里での生活が安定し継続できるよう支援します。

（３）あやめの里での生活が困難となられた入居者に対し、ご本人・家族の意向を考慮しながら、生活施設への移行を安心して頂けるよう法人高齢者事業との連携を図ります。

（４）限られた戸数で安定的な施設運営の継続には入居率の維持が欠かせません。地域等への案内活動を継続的に行い、空室期間の短期化を目指します。

（５）有料老人ホーム（住居型）として必要な事業整備を進めます。

（６）自治会運営

○　共同生活を送るなかで、入居者の困りごとや気持ちよく生活を送るための決め事など、意見や検討の場とし生活の質向上につながるよう必要な支援を行います。

○　社会保障制度の学習会や地域との交流など、文化的で生きがいのある生活となるよう、感染症対策等講じながら入居者との話し合いの中で機会創出を検討します。

○　生活支援サービスにおいて入居者の評価や要望を聞きながら、よりよきサービスとなるよう検討します。

## 第９節　こがねの里入所部門事業計画

### １．重点目標

（１）身体的・精神的・経済的事由等により他のサービスで対応できない高齢者のための施設として、また地域に大きく還元されるべき資源として最大限応えられるよう計画的に受け入れます。

（２）利用者の基本的人権と高齢者の尊厳を大切に、サービス種別に関わらず個別性を尊重した総合的な援助を目指し、生活歴等本人情報の収集に努め、その方の人生を知り、その人らしさが継続できるよう支援します。

（３）地域の福祉水準の進展に寄与するとともに、災害・感染症発生時に役割を果たせるよう必要な整備・訓練を行うとともに、地域での活動に積極的に参加し情報発信と連携を強めます。

### ２．事業数値目標

（１）特養入所における一日平均利用者数は８１．７名（外泊加算含む）を目指します。

（２）ショートステイにおける一日平均利用者数は１７．０名を目指します。

特別養護老人ホームにおける入所者の新規受入計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | 2月 | 3月 | 合計  平均 |
| 新規入所 | ４ | ４ | ５ | ４ | ５ | ５ | ４ | ３ | ２ | ３ | ４ | ３ | 46名 |
| 在籍件数  見込み | ８０ | ８２ | ８４ | ８５ | ８７ | ８９ | ９０ | ９０ | ８９ | ８９ | ９０ | ９０ | 87.2 |
| 一日平均  在所日数 | ７４ | ７５ | ７７ | ７８ | ８０ | ８２ | ８３ | ８３ | ８２ | ８２ | ８３ | ８３ | 80.２ |

※一日平均：在籍見込件数×９１．８％（在籍者の在所率）。一日平均在所日数には【外泊加算日数】を含まない。

## 第１０節　短期入所生活介護（ショートステイ）事業計画

### １．運営・援助目標

（１）今年度に引き続き、緊急や家族の事情により必要とされる利用者に最大限応えます。

①　利用者・家族がより利用しやすいサービスの提供をめざし、送迎サービスなどスムーズに利用できる体制を整えます

②　希望状況に応じて居室の調整を行い、特養ホームと一体的に運営している特長を最大限活用し、効率的に運営します。

③　利用者の状態や家族の事情等により緊急で希望があった場合も柔軟に対応し、可能な限り希望に応えていきます。

④　重介護度、医療的なケアの必要性や看取り期の利用者の受け入れについてご本人、ご家族の希望に添い、医療機関、関係機関等との連携と連絡を密にして具体化します。

⑤　利用可能な状況は関係機関・ご家族に、いつでも（３６５日）必要な情報提供（空き発生時）を行います。

（２）関係部門、機関との連携を強化します。

①　利用者のサービス計画をケアマネジャーに提供し、その実施内容や利用中の様子、状態変化等について居宅介護支援事業所等に情報提供し、連携を強化します。

②　関係する事業所・部門・部署との情報交換を行い、利用者のケアに活かせるよう努めます。

（３）自宅環境に配慮し、安全に安心して利用できるようにします。防げない事故や安全性から身体拘束の要否を検討するケース等についても、本人の苦痛をできるだけ最小限とできる対策を考えます。

①　自宅環境を把握し、安心して利用できるよう居室の環境を整えます。初回利用後には、２～３日を目安にご家族に連絡をし、利用後の様子や次回利用に向けた要望の聴き取りを行い、利用中の様子と合わせて次回利用時に向けて話し合いを行います。特養と一体的に運営しているため、情報収集やカンファレンスの機会をともに持ちます。

②　身体拘束は基本的に行わず、安全に過ごす事ができるよう環境を整備します。やむを得ず必要と判断した場合、ご本人、ご家族および各職種や関係機関と相談し、最小限に留め実施します。また、実施状況は記録に整備し、都度排除に向けて必要性の有無を再検討します。

③　認知症の方も安心して利用できるよう、家族や関係機関から情報を共有します。また、認知症ケアの技術向上を目指し研修を計画します。

（４）余暇活動の提供を行います。

①　施設行事、調理レクは、特養と共に行います。ユニット内で行えるレクリエーションについて、利用者の要望を聞き取り、随時企画します。

②　利用中の過ごし方について、利用者の要望を聞き取り、検討します。

（５）業務について見直しをします。

①　新規利用者の情報確認、既存の利用者のアセスメントを定期的に行い、ケアの向上に努めます。

②　ユニット間の連携において業務調整が必要な場合は、その都度検討し必要な時は変更を行います。

③　忘れ物、紛失ゼロを引き続き目標にします。発生時には原因がどこにあるのかを追求し、同じ事を繰り返さないように努めます。

④　入所部門内連携のための業務整理は職責者が中心となって行います。ショート担当内での業務を誰もが実地できるよう分担を進めます。

## 第１１節　特別養護老人ホーム　事業計画

第１の柱　機動性を持って地域社会に貢献する

（１）入所待機者への対応について以下の項目を行います。

①　他職種・他部門等の参加による入所判定会議を開催し、緊急性・必要性・個別性・公平性・地域性を評価し入所者を決定します。入所状況に応じて、迅速に案内し、運用空室の発生を最小限にとどめます。

②　限られた社会資源(居室)を効率的に活用するため入所判定会議は定期的に開催し情報共有と発信に努めます。

（２）申込時・相談の際に、社会資源や諸制度を最大限活用し支援できるよう学習・研修をし、専門性を高めます。潜在的なニーズも含めた地域ニーズをより把握するため、待機者や地域住民への相談活動を行います。

第２の柱　連携と協働で行う

第３の柱　対象者の幸福実現を専門的に追及する

（１）食事・栄養ケアに関すること

①　認知機能の低下や嚥下障害等から経口摂取に課題がある方も、家庭的な雰囲気で安全に食事を楽しめるよう介護の充実、医療機関との連携に努めます。

ⅰ）安全に食事ができるよう多職種による食事アセスメント・評価を行い、心身の状態や体調、ご本人の意向も含め、多くの選択肢の中から選べるよう提示し、形態や介助方法等を検討します。

ⅱ）ユニットリーダーを中心に、利用者間の関係性や介助の状態に応じて、席やテーブル配置を検討します。

ⅲ）入院中に病状から食事や栄養状態等が変わった場合も、適切に対応できるよう医療機関と情報を共有します。

（２）排泄に関すること

①　快適で清潔な生活が送れるよう、一人ひとりの排泄パターンを把握するための具体的方法を探り、必要な情報・環境を整えます。効率性だけではなく、本人が持つ能力を最大限発揮できるようケア内容を検討します。

②　オムツや下着の着用を適切に行い、利用者の心身の負担を軽減します。倫理や認知症ケアの視点から排泄を考える機会を確保します。

（３）入浴・清潔保持・整容に関すること

①　入浴は、利用者が家庭的雰囲気を感じ、リラックスして入浴できるようケアにあたります。体調や全身状態に応じた対応を行い、方法を検討します。

②　皮膚疾患の悪化や褥瘡形成予防のため、室内湿度管理、適切な入浴、保湿剤使用など、利用者の状態と季節等に合わせて行います。入浴時に全身状態を確認し、連携して処置にあたります。

（４）健康管理・重度化、ターミナルケアに関すること

①　利用者やご家族、地域住民が看取りについて考え、理解を深める事ができるよう、以下の取り組みを行います。

ⅰ）看取りに関する事例検討・報告会等、職員だけでなく家族等との意見交換ができる機会を確保します。

ⅱ）利用者の安心と安楽を第一に、家族の思いや悩みにも寄り添う事ができるよう、医師からの状態説明の機会を確保し、感染対策と並行して対面できる機会を確保します。各職種の役割や対応等の理解を深められるよう日常的な情報提供をこまめに行います。終末期のケアプランを作成し、適切な期間で評価を行います。

ⅲ）家族が心理的、社会的に孤立しないよう支援を行うとともに、振り返りの実施等により携わる職員の受け止めや課題について共通理解を深めます。

②　医療機関との連携を強め、適切な診察や入退院ができ、利用者や家族の様々な不安を軽減する事ができるよう、以下の事に取り組みます。

ⅰ）病状説明等の必要性から、家族への情報提供は医療職で対応することを基本とし、家族の気持ちに配慮しながら行います。

ⅱ）協力病院との調整会議は定期的に開催します。

ⅲ）スムーズな再入所に資するよう、入院外泊中の情報収集・退院時カンファレンス開催要請・出席を他職種協働で積極的に行います。

ⅳ）長期入院外泊による利用者・家族の心身や経済的な負担軽減に努めます。

③　体調やバイタルの変化に対して、早期に対応できるよう以下の事に取り組みます。

ⅰ）看護介護記録の共有化を通して、他職種間や家族との情報共有へ繋がるように、申し送りの質を向上させ正確な情報共有を行います。

ⅱ）複数の職種が利用者の状況を直接確認して検討します。発生した事象に対応するだけでなく、予防を視野に入れた援助方法を検討します。

ⅲ）高齢者の特性や健康管理に関する学習を定期的に行い、リスクを予測してケアに当たる事ができるよう知識を深めます。

（５）機能訓練、余暇、行事活動に関すること

①　利用者本人の希望や意向の実現のため社会参加できる機会を確保します。生きる意欲を持ち、長寿を喜べるようなお祝いを行います。

②　楽しみながら身体を動かし、気分転換の機会となる日常的な少人数での余暇活動を行います。年間行事やレクリエーションでは、それぞれの状態に応じた内容だけでなく、参加のあり方の援助方法についても検討します。

（６）環境整備に関すること

①　よりよいコミュニケーションを図るため、明るく気持ちよい挨拶を心がけます。業務中の私語や不要な大声等、生活の場にふさわしくない言動は慎みます。

②　居室はプライベートなスペースであり、共有部との区別を行います。所有分(家具・衣類)は財産であり、礼儀をもって取り扱います。

③　必要な整理・整頓・物品の管理は介護職員が中心となって行い、気持ちよく生活してもらえるよう努めます。

第４の柱　収益性を高め将来を展望する

第５の柱　事業停滞を克服し、好循環を生み出す

第６の柱　課題解決力を強化し、信頼を高める

（１）入居者の入院等によりやむを得ず居室が空く場合は、長期間にならないよう適切にショートステイの受け入れや次期入所者の時期調整等、必要な措置を講じます。

（２）全体だけでなく、各フロアやユニットにおいて、改善すべき課題、サービスの質の向上を目的に対象者(利用者)、事業・経営目標、職員・職場への３つの効果を意識し、業務改善に引き続き取り組みます。

（３）職員会議を軸に、専門的知識や技術の向上を目指し、内部研修の充実に努めます。学んだ内容が実践に活かせるよう、自らを振り返る機会とします。

第７の柱　経営基盤の強化と対応力を向上させる

第８の柱　制度矛盾構造と解決筋道を自ら明らかにする

（１）社会情勢や制度の方向性の認識を深め、利用者や家族が経済事情に関わらず、必要なサービスを受けてその人らしく暮らしていける社会への働きかける力を集約します。

（２）経営状態の正しく理解するため学び、課題を打開するためにできる方策について、職員全体で、それぞれがその時にできる事は何かを考え、行動します。